

第11節 不利益処分審査請求事件

平成2年3月31日現在、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のものは8件であり、その概要及び進行状況等は下表のとおりである。

請求事件名	請求年月日	請求の内容	請求者	備考
懲戒処分取消請求事件	昭47. 3. 10	生徒の就職指導に適正を欠き、また、生徒指導に行き過ぎがあったとして懲戒処分に付したところその取消を請求	松崎 孝也	準備手続中
同上	昭48. 5. 28	昭47. 5. 19の日教組統一行動に係る昭48. 3. 31付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 477名	同上
同上	昭49. 3. 30	昭48. 4. 27の日教組統一行動に係る昭49. 1. 24付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 637名	同上
同上	昭50. 4. 24	昭49. 4. 11同4. 13ストに係る昭50. 2. 22付懲戒処分についてその取消を請求	県立学校教職員 49.4.11 435名 49.4.13 417名	同上
同上	昭52. 5. 9	昭50. 12. 10、51. 3. 9、51. 4. 20ストに係る昭52. 3. 31付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校 教職員 50.12.10 144名 51. 3. 9 37名 51. 4. 20 22名	同上
同上	昭57. 4. 12	昭56. 11. 25ストに係る昭57. 3. 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 147名	同上
同上	昭58. 7. 28	昭57. 12. 16ストに係る昭58. 7. 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中学校教職員 139名	同上
同上	昭60. 3. 29	昭59. 10. 26ストに係る昭60. 3. 20付懲戒処分についてその取消を請求	小・中・県立学校 教職員 172名	同上

第12節 公益法人の設立及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督の状況

第34条の公益法人は、財団法人73、社団法人10の計83である。各法人から事業報告書・収支決算書、事業計画書・収支予算書等の提出を求めた。

元年度に設立許可した法人は、財団法人4であり、それぞれの概要は次表のとおりである。

平成2年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法

名 称	事務所の所在地	代表者名	事業の種類	設立許可年月日
(財) 会津坂下町スポーツ振興公社	河沼郡会津坂下町 字石田甲650	大竹 博	スポーツ施設の管理受託等	元. 4. 1
(財) 阿 武 隈 育 英 会	安達郡大玉村玉井 字吉丸山102	竹内 陽一	奨学資金の給与	元. 5. 2
(財) 小 野 田 自 然 塾	東白川郡塙町 大字片貝字殿畑60	小野田寛郎	青少年の野外活動の指導等	元. 6. 8
(財) 自然植生観察園万葉の庭	郡山市安積町長久保 二丁目1番地の16	渡辺 秋蔵	万葉の庭の維持管理及び公開等	2. 2. 22